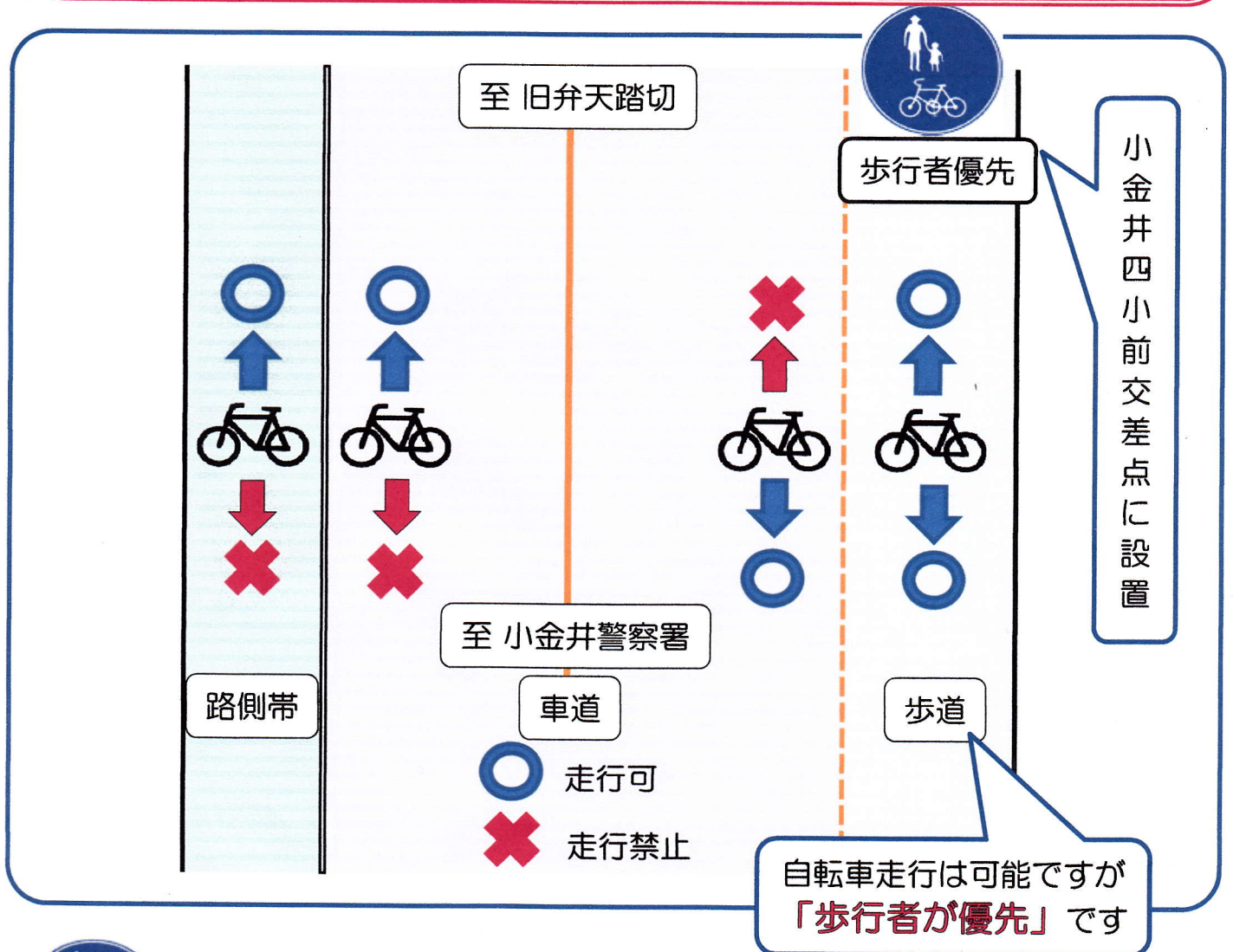


連雀通り自転車通行ルール

(小金井警察前交差点 ↔ 旧弁天踏切)



規制標識；規制標識は、車両又は歩行者に対して、交通の禁止制限・指定を行うための標識（約500M間に設置）
「自転車及び歩行者専用」

歩行者優先

補助標識；標識の下に取り付けられ規制の理由を示す
「歩行者優先」

道路交通法が12月1日から変わりました。
歩道のない道路の端を白線で区切った路側帯を走る場合
「左側通行に限る」と規定されました。
違反した場合の罰則は「懲役3カ月以下または罰金5万円以下」

小金井警察署 弁天通り自治会